

(様式第1号)

平成23年度 第56回 芦屋市建築審査会 会議録

日 時	平成24年3月28日(水) 15:45~17:00
場 所	芦屋市役所 北館2階第3会議室
出席者	審査会長 今中 利昭 会長代理 山崎 古都子 委 員 中山 克彦 堀家 正則 山根 修一 事務局 森本 勝則 島津 久夫 大室 絵理 五島 慶太
事務局	建築指導課
会議の公開	公開
傍聴者数	1人

1 会議次第

(1) 議 題

第1号議案 道路に接しない敷地内に老人福祉施設を新築する件(浜町)

(2) その他

任期満了に伴う各委員の感想

市長への提言書の提出

次回の建築審査会について

2 提出資料

第56回建築審査会資料

3 審議経過

開会

(1) 第1号議案

議 題：道路に接しない敷地内に老人福祉施設を新築する件（浜町）

（事務局から審査会資料(付近見取図，配置図兼平面図，現況写真等) 概略の説明を行った。）

今中会長：今回の敷地設定に加えた東側隣地は土地の購入をしたのですか。

事務局：東側隣地については購入し，当初の申請敷地は借地であると聞いています。

中山委員：変更後の図面で，駐車場スペースに乗用車が書かれているが，一般的な送迎車は駐車可能ですか。

事務局：図面は乗用車が書かれておりますが，一般的な送迎車でも通常の駐車スペースに収まるものもあることから，送迎車も駐車可能と考えます。

山根委員：施設の使い方に変更がありますか。

事務局：使い方に変更はありません。

前回と同様で，2階の用途については職員用に限ることを許可条件にするべきであると考えます。

山崎委員：特に意見はありません。

今中会長：現地を視察して，解体工事については防塵や防音に配慮されるべきと感じた。解体工事に関して説明願います。

事務局：建築基準法上には仮囲いの高さについての規定はありますが，防塵と防音の規定についてはありません。

ただ，建築指導課に建設リサイクル法により届出が提出されるので，苦情等がある工事に対しては，個別に指導しているのが現状です。

また，騒音等に関する届出の事務を所管している環境課でも同様の状況であると聞いています。

今中会長：本件については，2階の利用については職員用に限ることを条件とし，同意とする。

全委員：異議なし

議 決 事 項

第1号議案 - 同意とする。

なお，同意にあたり次の意見を付します。

(1) 2階の利用については，職員用に限ること。

(2) その他

(1) 任期満了に伴う各委員の感想

各委員の感想の要旨は下記のとおり。

- ・審議する上で、法文だけにとらわれずに公平性と常識を背景として判断していかねばならないと感じた。
- ・芦屋市民はまちづくりに対する関心が高く、審査請求案件が多い。法律の限界もあると思うが、審査請求人等に対しては丁寧な説明を行うよう心掛けるべきであると感じた。
- ・今後の審査請求案件については、現地視察を行うべきである。
また、芦屋市建築審査会として一年に一度程度は建議を行うのが望ましい。

(2) 市長への提言書

- ・今中会長より山中市長に提言書の提出を行った。

(3) 次回の建築審査会について

- ・次回については、4月27日(金)を予定。

閉会

以 上